

水銀使用廃製品の回収に係る取組状況

1. 水銀使用廃製品（一般廃棄物）の回収について

(1) 水銀使用廃製品（一般廃棄物）の回収

市町村等において水銀使用製品が廃棄物となった際の分別収集の徹底・拡大を行うため、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」（参考資料 3）及び分別収集の先進都市の事例を紹介した事例集を作成し、平成 27 年 12 月に公表するとともに、市長村等を対象とした普及啓発セミナーを全国 3 箇所で開催した。

(2) 家庭で退蔵されている水銀体温計等の回収促進

家庭に退蔵されている水銀体温計等について、平成 26 年度に薬局窓口及び市町村庁舎の窓口等での回収促進事業を 2 地域で実施し、その成果を踏まえ、平成 27 年度は全国 15 市において回収事業を実施した。

家庭に退蔵されている水銀体温計等の回収促進事業のこれまでの実績は以下表のとおり。

実施年度	実施団体	回収量				総水銀量 (kg)
		水銀 体温計(個)	水銀 温度計(個)	水銀 血圧計(台)	その他 (個)	
H26	阿蘇広域行政 事務組合	414	0	57	5	3.4
	旭川市	435	0	94	5	5.2
H27	札幌市	4,413	369	458	7	28.1
	函館市	613	3	106	1	5.8
	盛岡市	1,072	42	100	1	6.2
	秋田市	766	4	146	0	7.9
	甲府市	971	68	87	0	5.4
	東村山市	873	22	67	2	4.4
	新潟市	553	40	129	1	6.9
	岐阜市	627	31	43	0	2.9
	津市	666	38	64	0	3.9
	四日市市	346	48	47	1	2.8
	静岡市	1,839	59	177	0	10.8
	舞鶴市	400	30	81	0	4.4
	広島市	801	35	111	1	6.4
	久留米市	345	17	30	2	2.0
宮崎市	192	11	60	1	3.1	
計	1 団体 16 市	15,326	817	1,857	27	109.6

* 総水銀量は、水銀体温計 1 個当たり 1.2g、水銀温度計 1 個当たり 2.0g、水銀血圧計 1 台当たり 47.6g の水銀含有量として算出。「その他」の分は含めていない。

平成 28 年度には、家庭に退蔵されている水銀体温計等の回収促進事業の更なる全国展開を図るべく、日本薬剤師会とも連携し、市町村等へ回収の取組の実施を働きかけていくとともに、全国の複数の市町村において、水銀体温計等回収事業の計画策定等の技術的な支援を行う回収促進事業（47 箇所程度）を実施する予定である。

2. 水銀使用廃製品（産業廃棄物）の回収等について

（1） 水銀使用廃製品（産業廃棄物）の適正処理

水銀使用廃製品（産業廃棄物）については、廃棄物処理法上「水銀使用製品産業廃棄物」という枠を設けたところであり、平成 28 年度中にその指定範囲や処理基準を定めることとしており、金属水銀を含む水銀使用廃製品は水銀回収を義務付けることを検討している。（資料 2 参照）

（2） 医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収を促進するため、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」案を平成 27 年 9 月に作成し、平成 27 年 9 月～11 月に全国 5 箇所で開催した都道府県医師会、郡市区医師会等を対象とした普及啓発セミナーにおいて紹介した。また、平成 27 年 1 月、静岡県医師会と環境省が連携して回収促進事業を実施した。普及啓発セミナーにおいて頂いた御意見、静岡県医師会における回収促進事業で得られた知見等を踏まえ、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」を最終化し、平成 28 年 3 月に公表した（参考資料 4）。

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の自主回収事業及び回収促進事業のこれまでの実績は以下表のとおり。

実施年度	実施団体	回収量			総水銀量 (kg)
		水銀血圧計 (台)	水銀体温計 (個)	詰替用水銀 (g)	
H24～H27	東京都医師会	7,417	8,664	11,300	375
H26	川崎市医師会	284	339	278	14
H27	大阪府医師会	6,578	7,110	-	322
	静岡県医師会	6,650	12,590	23,839	356
	熊本県医師会	3,646	8,426		184
計	4 都府県医師会 1 市医師会	24,575	37,129	35,417	1,250

* 総水銀量は、水銀血圧計 1 台当たり 47.6g、水銀体温計 1 本当たり 1.2g の水銀含有量として算出。小数点以下を四捨五入した関係で、各団体毎の総水銀量の合計が「計」欄の値と一致していない。

* 東京都医師会、大阪府医師会及び熊本県医師会は各医師会による自主回収事業。川崎市医師会及び静岡県医師会は環境省による回収促進事業。

平成 28 年度には、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」を活用して、医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進事業の更なる全国展開を図るべく、日本医師会と連携して、地区医師会の意向調査等を通じて、地区医師会に対して回収の取組の実施を働きかけるとともに、全国の複数の地区医師会を対象に、水銀血圧計等回収事業の計画策定等の技術的な支援を行う回収促進事業（10 箇所程度）を実施する予定である。

なお、現在、複数の地区医師会において、自主回収事業の実施に向けた具体的な検討が行われている。

（３） 教育機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等と同様に、教育機関に退蔵されている水銀血圧計等についても回収を促進するべく、現在、都道府県等と連携した回収促進方策について検討を進めているところである。

（４） 退蔵されている歯科用水銀等及び水銀含有農薬の回収促進

歯科医療機関に退蔵されている歯科用水銀等及び農家に退蔵されている水銀含有農薬の回収を促すリーフレット（参考資料 5， 6）を作成し、平成 28 年 3 月に日本歯科医師会、全国農業協同組合連合会及び全国農薬協同組合に対して、歯科医療機関、農家及び農薬販売店への周知を依頼した。